

国際取引法学会報告要旨

暗号通貨・デジタル通貨に関する日本法と国際法の発展：有体性と通貨主権

早稲田大学教授 久保田隆

最近、ビットコインやテザー、中央銀行デジタル通貨（CBDC）等の新たな決済手段の法整備を巡っては、資金洗浄対策（AML/CFT）の規制は FATF ガイダンス等もあって整備されつつあるものの、取引法上は未解決の問題も多い。たとえば、日本の裁判例によれば、発行体を持たず法定通貨に紐付けられない暗号資産のビットコインは、民法 85 条（「この法律において「物」とは、有体物をいう。」）にいう有体（物）性や支配可能性を満たさない（後述）ので、伝統的な決済手段である金銭とは異なり、所有権や寄託の対象物と見做すことができない。有体性の要件は国によって異なるため、諸外国では所有権の対象物とした裁判例もあるほか、日本の学説も類推解釈によって所有権の対象と解釈するものもある。一方、発行体を持ち、法定通貨に紐付けられているテザーや CBDC は、支配可能性はクリアするが、物理的客体がないので有体性の課題が残る。そこで、本稿前半では、最近の裁判例を手掛かりにテザーや CBDC の有体性の有無を検討したい¹。

一方、カンボジアのバコン、中国のデジタル人民元など、各国で CBDC の実用化が進むと、自国通貨だけでなく外国通貨の CBDC を発行するケース（現にバコンは米ドル CBDC も発行）も登場し、付利や増刷、リモートアクセス等の今後の仕様変更によっては通貨主権が阻害される事態も予想される。従来のドル化の問題はデジタル・ドル化になるとより複雑化する。実際、バコンの稼働開始が 2020 年と早かった背景には自国通貨の通貨主権確保があり、①ドル化されている現状からの早期脱却と、②中国のデジタル人民元が本格稼働すると東南アジアの中国元化が進むと予想される事態への対抗、という面があった²。そこで、本稿後半では、ドル化に関する先行研究を手掛かりに国際法上の通貨主権の課題を検討する³。

¹ 詳細は、拙稿・私法判例リマックス 61 号上（2021 年）掲載予定原稿参照。

² 宮沢和正『ソラミツ：世界初の中銀デジタル通貨「バコン」を実現したスタートアップ』日経 BP 社（2020 年）133-136 頁参照。

³ 詳細は、拙稿「通貨主権を奪われず、競争に勝つための CBDC の議論を進めよ」金融財政事情 2021 年 2 月 8 日号 22-25 頁参照。